

2023 年度北日本看護学会

総会資料

日時：2023 年 10 月 5 日（木）

議 題

I 報告事項

- 1 理事会・評議員会報告……………資料 1 (p.2)
- 2 庶務報告……………資料 2 (p.3)
- 3 編集委員会報告……………資料 3 (p.4)
- 4 研究奨励委員会報告……………資料 4 (p.5)
- 5 その他

II 審議事項

- 1 第 25 回学術集会
- 2 会計報告および会計監査報告 …………… 資料 5 (p.6-7)
- 3 2023 年度事業計画案…………… 資料 6 ・ 7 (p.8-9)
- 4 2023 年度予算案…………… 資料 8 (p.10)
- 5 その他

理事会・評議員会報告

●2022 年度 第 1 回評議員会・理事会

日 時：2022 年 6 月 22 日（水）

方 法：メール会議

審議事項：

1. 北日本看護学会誌掲載論文等の転載許諾に関する申し合わせ事項について

●2022 年度 第 2 回評議員会・理事会

日 時：2022 年 9 月 2 日（金）17：00～18：00

方 法：ZOOM ミーティングによる WEB 会議

出席者：14 名

報告事項：

1. 理事会・評議委員会報告
2. 庶務報告
3. 編集委員会報告
4. 研究奨励委員会報告
5. その他

審議事項：

1. 第 25 回学術集会
2. 会計報告および会計監査報告
3. 2022 年度事業計画案
4. 2022 年度予算案
5. 2023 年度北日本看護学会研究奨励候補者案
6. その他

●2023 年度 第 1 回評議員会・理事会

日 時：2023 年 9 月 21 日（金）17：00～18：30

方 法：ZOOM ミーティングによる WEB 会議

出席者：13 名 委任状 1 通

報告事項：

1. 理事会・評議委員会報告
2. 庶務報告
3. 編集委員会報告
4. 研究奨励委員会報告
5. その他

審議事項：

1. 第 25 回学術集会
2. 会計報告および会計監査報告
3. 2023 年度事業計画案
4. 2023 年度予算案
5. 編集委員会委員の追加委嘱について
6. 専任査読者の追加委嘱について
7. 評議員の改選，選挙管理委員の選出
8. その他

庶務報告

1. 組織について

1) 入会，会員手続きに関する業務

(1) 2022年4月1日から2023年3月31日までの新入会員数

33名（正会員：33名，学生会員：0名）

※2022年4月1日は259名でスタート

(2) 2023年3月31日の会員数

292名（正会員：291名，学生会員：1名）

※2023年4月1日の時点で57名の退会処理をしています

（退会希望：18名，会費未納者：39名，送付先不明者：0名）

(3) 2023年4月1日の会員数

235名（正会員：234名，学生会員：1名）

(4) 2023年8月末日の会員数

240名（正会員：239名，学生会員：1名）

※ 4月1日以降の変動（入会者10名，退会者5名）

2. 事業について

1) 第25回北日本看護学会学術集会 未開催

2) 北日本看護学会誌発行

編集委員会報告に譲る

3) 2023年度北日本看護学会研究奨励委員会研究奨励金公募

研究奨励委員会報告に譲る

3. 運営に関する会議

1) 総会

2022年度北日本看護学会総会

会 期：2022年9月3日（土）

方 法：ZOOMミーティングによるWEB会議

出席会員，委任状により成立

2) 理事会・評議員会

理事会・評議員会報告に譲る

2022 年度 編集委員会活動報告

1. 委員会の開催と活動（委員会開催はメール会議適宜）

委員名：遠藤芳子（委員長）、高橋和子、竹本由香里

【2022 年度の主な活動】

- ① 投稿論文への査読作業（査読者の選定，査読の経過対応，採択後の対応，EM との業務連絡など）・編集作業（学術集会報告や掲載依頼，印刷依頼，ラベル作成依頼，校正，発刊後処理など）
- ② 専任査読者の増員について

<2022 年>

- ・9月3日 理事会・評議員会議
- ・9月5日 学会誌 25（1）返却分の会員の確認，再送作業
- ・9月23日-26日 学術集会プログラム・抄録集の送付（to 科学技術振興機構&医中誌学術集会&株式会社メテオ札幌センター）
- ・9月27日 Editorial Manager（以下 EM）の利用価格の変更通知を，関係理事にメール送信
- ・10月16日 投稿論文の字数制限の確認について
- ・12月15日 学会誌 25（2）印刷依頼

<2023 年>

- ・1月14日 学会誌 25（2）1 回目校正
事務局へ会員人数の確認とラベル作成の依頼
- ・1月16日-21日 著者校正の依頼・委員会校正の送付
- ・1月30日 最終校正終了印刷と配送依頼，著者へ別刷り送付および料金の請求
- ・2月3日 EM 会員登録方法の検討と変更
- ・2月17日-21日 投稿者の学会年会費納入の確認について
- ・2月21日-3/15 学会誌 26（1）の査読者の検討および依頼
- ・3月9日 専任査読者の増員について理事長・副理事長に相談→編集委員会に一任
- ・3月11日 学会誌 25（2）の PDF を株式会社メテオに送付
- ・3月17日 今後の査読者選出計画立案
- ・4月13日 理事・評議員・監事へ専任査読者候補の推薦依頼
- ・7月19日 学会誌 26（1）印刷依頼
- ・7月31日 専任査読者の選出後の同意依頼（15 名の推薦あり）
- ・8月1日 学会誌 26（1）校正 1 回目
事務局へ会員人数の確認とラベル作成の依頼
- ・8月4日 追加の専任査読者へ依頼メールの送付→8/25 専任査読者 9 名の追加
- ・8月18日 学会誌 26（1）校正 2 回目。
- ・8月25日 学会誌 26（1）校正最終確認・別刷り冊数確認。
- ・9月5日 学会誌 26（1）の発刊。学会誌 26（1）の PDF を株式会社メテオに送付

2. 学会誌発刊

- 1) 25 巻 1 号（2022 年 9 月 1 日発刊）
3 件投稿あり。1 件掲載，1 件辞退 1 件不採択
- 2) 25 巻 2 号（2023 年 2 月 1 日発刊）
7 件投稿あり。4 件掲載，2 件辞退，1 件持ち越し

研究奨励委員会報告

1. 北日本看護学会研究奨励委員会 2023 年度研究奨励金について

募集期間：2023 年 4 月 1 日～6 月 30 日

応募件数：2 件

審査期間：2023 年 8 月 1 日～9 月 19 日

採択件数：条件付き採用 2 件 下表

2023 年度北日本看護学会研究奨励委員会研究奨励金審査結果

NO	研究代表者	研究課題	採否	交付金
1	富樫理恵	成人慢性期看護学実習における学生ペア実習体制がもたらす学習効果 ～学生・臨床指導者それぞれの立場から～	条件付き 採用	10 万円
2	佐藤奈津美	産後うつ状態にある両親の先天性疾患を有する 児を介した心理的影響の検討	条件付き 採用	10 万円

2022 年度会計決算

自 2022年4月1日
至 2023年3月31日

【収入の部】

項 目	2022年度予算	2022年度決算	備 考
1. 年会費	1,248,000	1,260,000	
(正会員)	1,245,000	1,260,000	252名
(学生会員)	3,000	0	
(賛助会員)	0	0	
2. 入会金	34,000	62,000	31名
3. 繰越金	6,387,799	6,387,799	
4. その他	100,000	146,103	
		5,930	メテオ
		107,132	学術著作権協会
		24,000	別刷代4名
		1	受取利子
		3,080	科学技術振興会
		440	科学技術振興会
		3,520	医学中央雑誌
合 計	7,769,799	7,853,902	

【支出の部】

項 目	2022年度予算	2022年度決算	備 考
1. 学術集会補助金	1,000,000	1,300,000	
2. 研究奨励金	210,000	0	
3. 印刷費	800,000	507,927	
4. 通信費	30,000	16,050	
5. 郵送費	80,000	1,784	
6. 事務局運営費	100,000	0	
(備品費)	(50,000)	0	
(事務用品費)	(50,000)	0	
(評議員改選費)	0	0	
7. 事業費	700,000	39,294	
(理事会)	0	0	
(評議員会)	(180,000)	0	
(編集委員会)	(500,000)	39,294	EM利用代金を含む、年間サポート料金132,000円は次年度に支払い
(研究奨励会委員会)	(20,000)	0	
8. 人件費	330,000	135,000	
(事務作業委託費)	(180,000)	100,000	
(臨時雇用)	(100,000)	35,000	
(旅費等)	(50,000)	0	
9. 渉外	200,000	80,000	
10. 予備費	1,219,799	0	
11. その他	100,000	825	
小 計	4,769,799	2,080,880	
繰 越 金	0	5,773,022	
特別会計	3,000,000	3,000,000	
合 計	7,769,799	7,853,902	

会計監査報告

2022年度における北日本看護学会の現金出納帳、領収書つづりおよび郵便貯金通帳を照合した結果、適正に処理されていることを認めましたので、ここに報告いたします。

2023年 7月 18日

監事 城丸 希恵



2023年 7月 20日

監事 高橋 方子



2023 年度事業計画

1. 北日本看護学会学術集会の開催

1) 第25回北日本看護学会学術集会

2023年度は開催せず，2024年度開催とする。

2. 北日本看護学会誌の発刊（2 回）

1) 26 巻 1 号（2023 年 9 月 1 日発刊）

9 件投稿あり（うち 1 件持ち越し）。6 件掲載，2 件辞退，1 件不採択

2) 26 巻 2 号（2024 年 2 月 1 日発刊）

7 件投稿あり。現在査読中

3. 北日本看護学会研究奨励委員会 2024 年度奨励研究募集（資料 7）

4. 北日本看護学会評議員の改選

2024 年度奨励研究募集要項

1. 応募方法

- 1) 所定の申請書に必要事項を記入のうえ、申請書ファイルを北日本看護学会ホームページ (<http://www.njans.net/>) の専用ページから送信すること。
- 2) 申請書ファイルは北日本看護学会ホームページからダウンロードすること (Microsoft Word 文書ファイル)。

2. 応募資格

北日本看護学会会員であること。機関に所属する応募者は所属する機関の長の承認を得ること。

3. 応募期間

2024 年 4 月 1 日から 2024 年 6 月 30 日の間に必着のこと。

4. 選考方法

北日本看護学会研究奨励委員会は、応募締め切り後、規程に基づいて速やかに審査を行い、当該者を選考し、その結果を理事長に報告、会員に公告する。

5. 研究奨励委員会

研究奨励委員会は次の委員により構成される。

- | | |
|-----|--------------------|
| 委員長 | 阿部 桃子 (東京医療保健大学) |
| 委員 | 遠藤 和子 (山形県立保健医療大学) |
| 委員 | 長谷部 真木子 (秋田大学大学院) |

6. 研究奨励金の交付

採択された者には北日本看護学会より 1 件あたり 1 年間 10 万円以内の研究奨励金を交付する。
採択件数は年間 3 件程度とし、申請は研究者 1 名につき 1 件までとする。

7. 応募書類は返却しない。

8. 研究奨励委員会への問い合わせは、下記宛にお願いいたします。

fellowship@njans.net

(註 1) 審査の結果選考され研究奨励金の交付を受けた者は、この研究に関する全ての発表に際して、本研究奨励委員会の助成によるものであることを明らかにする必要がある。

(註 2) この研究奨励金の交付を受けた者は、奨励金交付後 1 年間の対象研究課題に関する業績結果を次年度北日本看護学会学術集会において発表し、交付後 3 年以内に北日本看護学会誌に論文等として投稿する義務を負うものとする。(北日本看護学会研究奨励委員会規程第 5 条(義務))。これらが確認できなかった場合は、研究奨励委員会が理事長に報告する。理事長が、必要と認めた場合には指導、助言を行うかもしくは罰則(北日本看護学会研究奨励委員会規程第 6 条(罰金))を適用することがある。

2023 年度会計予算

自 2023年4月1日

至 2024年3月31日

【収入の部】

項 目	2022年度決算	2023年度予算	備 考
1. 年会費			
(正会員)	1,260,000	1,260,000	
(学生会員)	0	0	
(賛助会員)	0	0	
2. 入会金	60,000	60,000	
3. 繰越金	6,387,799	5,773,022	
4. その他	146,103	100,000	
合 計	7,853,902	7,193,022	

【支出の部】

項 目	2022年度決算	2023年度予算	備 考
1. 学術集会補助金	1,300,000	0	
2. 研究奨励金	0	210,000	
3. 印刷費	507,927	800,000	
4. 通信費	16,050	30,000	
5. 郵送費	1,784	80,000	
6. 事務局運営費	0	300,000	
(備品費)	0	(50,000)	
(事務用品費)	0	(50,000)	
(評議員改選費)	0	(200,000)	
7. 事業費	39,294	885,000	
(理事会)	0	0	
(評議員会)	0	(180,000)	
(編集委員会)	39,294	(500,000)	
(研究奨励会委員会)	0	(205,000)	研究奨励金20万円(2件)、振込手数料・郵送費
8. 人件費	135,000	330,000	
(事務作業委託費)	100,000	(180,000)	
(臨時雇用)	35,000	(100,000)	
(旅費等)	0	(50,000)	
9. 渉外	80,000	200,000	
10. 予備費	0	1,258,022	
11. その他	825	100,000	
小 計	2,080,880	4,193,022	
繰 越 金	5,773,022	0	
特別会計	3,000,000	3,000,000	
合 計	7,853,902	7,193,022	

北日本看護学会評議員名簿

地区（定員）	氏 名	所 属
北海道地区 （1名）	城丸 瑞恵	札幌医科大学保健医療学部看護学科
岩手地区 （1名）	遠藤 芳子	元岩手保健医療大学看護学部
秋田地区 （1名）	長谷部 真木子	秋田大学大学院医学系研究科保健学専攻
宮城地区 （4名）	相墨 生恵	岩手県立大学看護学部
	塩飽 仁	東北大学大学院医学系研究科保健学専攻
	高橋 和子	宮城大学看護学群
	竹本 由香里	宮城大学看護学群
山形地区 （5名）	赤間 由美	山形大学大学院医学系研究科看護学専攻
	遠藤 和子	山形県立保健医療大学看護学科
	片岡 ひとみ	山形大学大学院医学系研究科看護学専攻
	齋藤 美華	山形県立保健医療大学看護学科
	古瀬 みどり	山形大学大学院医学系研究科看護学専攻
関東地区 （1名）	高橋 方子	千葉科学大学看護学部
東京地区 （1名）	阿部 桃子	東京医療保健大学医療保健学部

（合計 14 名，敬称略）

任期：2021 年 10 月 18 日～2024 年総会

北日本看護学会理事・監事名簿

役割	人数	氏 名	所 属
理 事 長	1 名	塩飽 仁	東北大学大学院医学系研究科保健学専攻
副理事長	1 名	古瀬 みどり	山形大学大学院医学系研究科看護学専攻
庶 務	2 名	○片岡 ひとみ	山形大学大学院医学系研究科看護学専攻
		赤間 由美	山形大学大学院医学系研究科看護学専攻
編 集	3 名	○遠藤 芳子	元岩手保健医療大学看護学部
		高橋 和子	宮城大学看護学群
		竹本 由香里	宮城大学看護学群
広報渉外	2 名	○塩飽 仁	東北大学大学院医学系研究科保健学専攻
		古瀬 みどり	山形大学大学院医学系研究科看護学専攻
研究奨励	3 名	○阿部 桃子	東京医療保健大学医療保健学部
		遠藤 和子	山形県立保健医療大学看護学科
		長谷部真木子	秋田大学大学院医学系研究科保健学専攻
会 計	2 名	○齋藤 美華	山形県立保健医療大学看護学科
		相墨 生恵	岩手県立大学看護学部
監 事	2 名	城丸 瑞恵	札幌医科大学保健医療学部
		高橋 方子	千葉科学大学看護学部

(○責任者、敬称略)

任期：2021 年 10 月 18 日～2024 年総会

北日本看護学会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、北日本看護学会(North Japan Academy of Nursing Science)と称する。

(事務局)

第2条 本会は、事務局を山形大学医学部看護学科内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、看護の実践ならびに研究に広く携わる者により組織され、看護の臨床、教育、研究の進歩発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学術集会の開催
- (2) 学術講演会の開催
- (3) 学会誌の発行
- (4) 関係学術団体との連絡、提携
- (5) その他目的達成に必要な活動

第3章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、本学会の目的に賛同し、本学会の対象とする領域または関連のある領域において専門の学識、技能または体験を有する個人または本学会の目的を遂行するために積極的に事業を後援することを表明した団体とする。

2 会員は正会員と学生会員及び賛助会員からなる。

3 学生会員は看護基礎教育課程に在籍する会員で、大学院生は含まない。

(会員の入会及び退会)

第6条 本会の会員になろうとする者は、北日本看護学会入会申込書を本会事務局に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 退会しようとする者は、その旨を本会事務局に文書で申し出なければならない。

3 前項の規定にかかわらず、特別の理由がなくて1年以上会費を納入しない者は、退会したものとみなす。

(入会金および会費)

第7条 本会に入会を認められた者は、所定の入会金および年会費を納入しなければならない。なお、既納の入会金及び会費は、入会を理事会が認めた後は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(会員の除名)

第8条 本会の会員が、本会の名誉を著しく傷つけた場合には、理事会の議決を経て、これを除名することができる。

第4章 役員

(役員)

第9条 本会は、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1名
 - (2) 副理事長 1名
 - (3) 理事 若干名(常任理事 10名)
 - (4) 監事 2名
 - (5) 評議員 若干名
- (理事長)

第10条 理事長は、本会を代表し、会務を執行する。

2 理事長は、理事会で理事の中から互選し、総会の承認を得て決定する。

3 理事長の任期は選任後3年以内の最終事業年度総会の終了時までとし、再任を妨げない。

(副理事長)

第11条 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときその業務を代行する。

2 副理事長は理事の中から互選し、理事会の承認により決定する。

3 副理事長の任期は選任後3年以内の最終事業年度総会の終了時までとし、再任を妨げない。

(理事)

第12条 理事は、理事会を組織し、本会の事業ならびにこれに伴う予算を含む運営について協議し、議決する。

2 理事は、本会の総務、会計渉外、編集などの企画運営を担当する。

3 常任理事は、本会の総務、会計渉外、編集などの企画運営の相談・調整を担当する。

4 理事は、評議員の中から互選により選出する。選出の方法は、別に定める。

5 理事の任期は選任後3年以内の最終事業年度総会の終了時までとし、再任を妨げない。

(監事)

第13条 監事は、本会の会務を監査し、理事会に報告するとともに、本会の会計および資産を監査する。

2 監事は、評議員の中から互選により選出する。選出の方法は、別に定める。

3 監事の任期は選任後3年以内の最終事業年度総会の終了時までとし、再任を妨げない。

(評議員)

第14条 評議員は、評議員会を組織し、理事長の諮問に応じ、本会の運営に関する事項を審議する。

2 評議員は、正会員の中から互選により選出する。選出の方法は、別に定める。ただし、任期中に欠員が生じててもこれを補充しない。

3 評議員の任期は選任後3年以内の最終事業年度総会の終了時までとし、再任を妨げない。

(学術集会会長)

第15条 本会は、毎年1回学術集会を主宰するために、学術集会会長を置く。

2 学術集会会長は、理事会の推薦により、評議員会で正会員の中から選出し、総会の承認を得る。

3 任期は1年とする。

4 学術集会会長は、理事会、評議員会に参加することができる。

第5章 会議

(会議の種類)

第16条 本会の運営のために、次の会議を開催する。

(1)総会

(2)理事会

(3)評議員会

(4)編集委員会

(5)研究奨励委員会

(総会)

第17条 本会の総会は、年1回理事長が招集して開催する。

2 総会は、本会の目的が定める事項のほか、次の事項を議決する。

(1)事業計画および収支予算

(2)事業報告および収支決算

(3)その他理事会が必要と認めた事項

3 理事会が必要と認めたとき、評議員会の議決があったときおよび会員の過半数以上から目的を示して総会の開催の請求があったときには、理事長は、臨時総会を開催しなければならない。

4 総会は、会員の10分の1以上の出席がなければ、議事を開き、議決することはできない。

5 総会の議長は、理事長があたり、議事は、出席会員の過半数をもって決し、賛否同数の場合は、議長が決する。

(理事会)

第18条 本会は、会務を担当し取りまとめるために、理事会を組織し、年1回以上開催する。

2 理事会は、理事長が招集し、議長は理事長があたる。

3 理事会は、理事の過半数の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

4 理事会における議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 理事の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会を開催する請求があったときは、理事長は、遅滞なく臨時理事会を開催しなければならない。

(評議員会)

第19条 本会は、理事長の諮問に応じ重要事項を審議するため評議員を置き、評議員会を組織する。

2 評議員会は、年1回定例に理事長が招集し、議長は、理事長があたる。

3 評議員の3分の2から請求があり、かつ、理事会が必要と認めたときは、理事長は、臨時に評議員会を招集しなくてはならない。

4 評議員会は、評議員の過半数以上の出席がなければ、議事を開き、議決することはできない。

(編集委員会)

第20条 編集委員会は、会誌の編集および発行を行う。

2 編集委員会は理事会で選出された次の委員をもって組織する。

(1) 理事 3名

(2) 評議員 2名

(3) 正会員 相当数

3 委員長は編集委員会において理事の中から選出する。

4 委員の任期は選任後3年以内の最終事業年度総会の終了時までとし、再任を妨げない。

(研究奨励委員会)

第21条 研究奨励委員会は、本会の運営、審査等の事業にあたる。

2 研究奨励委員会は、理事会より推薦された若干名の委員によって委員会を設ける。

3 委員長は研究奨励委員会において互選し選出する。

4 委員の任期は選任後3年以内の最終事業年度総会の終了時までとし、再任を妨げない。

第6章 会計

(会計)

第22条 本会の運営は、入会金、会費及び本会の事業に伴う収入などによって行う。

2 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(入会金、会費)

第23条 会員の入会金は、2,000 円とする。

2 本会の年会費は、正会員 5,000 円、学生会員 3,000 円、賛助会員(1口)30,000 円とする。

第7章 会則の変更

(会則の変更)

第24条 会則の変更は、理事会および評議員会の議を経て、総会の議決によって行う。

第8章 補則

(委任)

第25条 本会則の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、別に定める。

(設立年月日)

第26条 本会の設立年月日は、平成9年8月30日とする。

附 則

1 この会則は、平成9年8月30日から施行する。

2 本会設立当初の役員は、第9条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 理事長 高橋みや子

(2) 副理事長 1名

(3) 常任理事 8名

3 平成 10 年 8 月 29 日 一部改正施行する。

4 平成 11 年 8 月 28 日 一部改正施行する。

5 平成 12 年 8 月 25 日 一部改正施行する。

6 平成 18 年 8 月 19 日 一部改正施行する。

7 平成 25 年 8 月 31 日 一部改正施行する。

8 平成 26 年 8 月 30 日 一部改正施行する。

9 平成 30 年 8 月 26 日 一部改正施行する。